

会津美里町地域公共交通会議の概要について

(1) 概要

本町では、少子高齢化や人口減少、自家用車の普及などによりJR 只見線、広域路線バス、デマンド交通などの公共交通の利用者は年々減少し、各公共交通機関の維持確保が厳しい状況となっている。一方、高齢化の進展に伴い、自家用車を運転できない高齢者等の移動手段として、公共交通の果たす役割は増大している。

このような状況を鑑み、本町における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、本町の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、会津美里町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(2) 設置根拠

会津美里町地域公共交通会議設置要綱

(3) 任期

令和 8 年 7 月 8 日から令和10年 3 月31日まで

(4) 協議内容

- ・ 地域公共交通網形成計画（平成31年度から平成37年度）に基づく事業実施の取組評価
- ・ 地域公共交通計画（令和 8 年度から令和12年度）に基づく事業の実施内容
- ・ 地域の実情及び利用者のニーズに応じた利便性向上に関する内容

(5) 開催回数

令和 7 年度 4 回 6 月（書面開催）、10月、11月、1 月

令和 8 年度 4 回 7 月、9 月、11月、1 月（予定）

会津美里町地域公共交通会議設置要綱

平成19年3月16日

告示第16号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、会津美里町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく、**地域公共交通計画**の策定及び変更に関する事項
- (2) **地域公共交通計画**に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (4) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (8) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (9) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (10) 株式会社会津美里振興公社代表取締役社長が指名する者
- (11) 会津美里町副町長
- (12) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、任期中最初の会議は町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(関係者等の出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第8条 第3条第1号から第4号、第6号、第10号及び第12号に掲げる委員若しくはその代理人が会議に出席した場合、報償金を支払うものとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会津美里町運賃協議会)

第10条 交通会議は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項に規定する運賃等を定め、又は変更しようとする協議を行う際は、会津美里町運賃協議会(以下「運賃協議会」という。)を置くことができる。

2 運賃協議会の委員は、第3条各号に掲げる委員のうち、同条第1号、第4号、第5号及び第11号に掲げる者からそれぞれ1名以上を選出するものとする。

3 運賃協議会の会長は、第3条第11号の委員をもって充て、副会長は委員の中から会長が選任する。

4 会議の開催方法は、第6条第2項から第4項及び第7条に準ずる。

5 協議の結果は、公共交通会議に報告する。

(庶務)

第11条 交通会議及び運賃協議会の庶務は、政策財政課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び運賃協議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

会津美里町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱

会津美里町地域公共交通会議設置要綱(平成19年会津美里町告示第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく、<u>地域公共交通計画</u> _____ _____の策定及び変更に関する事項 (2) <u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項 (3)～(5) (略)	(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく、<u>地域公共交通網形成計画及び同法第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通再編実施計画(以下「法定計画」という。)</u>の策定及び変更に関する事項 (2) <u>法定計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項 (3)～(5) (略)

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行